

令和4年6月八峰町議会定例会会議録（第1日）

令和4年6月15日（水曜日）

議事日程第1号

令和4年6月15日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 - 第4 発議第3号 水田活用の直接支払い交付金の見直しに関する意見書提出について
 - 第5 議案第45号 八峰町高齢者コミュニティセンター条例を廃止する条例制定について
 - 第6 議案第46号 八峰町サケふ化場条例を廃止する条例制定について
 - 第7 議案第47号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
 - 第8 議案第48号 三種・八峰養護老人ホーム組合規約の一部変更について
 - 第9 議案第49号 令和4年度八峰町一般会計補正予算（第1号）
 - 第10 議案第50号 令和4年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
 - 第11 議案第51号 令和4年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）
 - 第12 議案第52号 令和4年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
 - 第13 議案第53号 令和4年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）
 - 第14 請願第1号 「水田活用の直接支払い交付金」の見直しについての請願
-

出席議員（11人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一人	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	5番 水木壽保	6番 菊地薫
7番 腰山良悦	8番 見上政子	10番 門脇直樹
11番 山本優人	12番 皆川鉄也	

欠席議員（1人）

9番 須藤 正人

説明のため出席した者

町長	森田 新一郎	副町長	日沼 一之
教育長	川尻 茂樹	総務課長兼 新型コロナウイルス 総合対策室長	和平 勇人
税務会計課長	成田 拓也	企画財政課長	高杉 泰治
福祉保健課長	石上 義久	教育次長	山本 節雄
学校教育課長	山内 章	産業振興課長	山本 望
農林振興課長	浅田 善孝	建設課長	石嶋 勝比古
農業委員会事務局長	工藤 善美	生涯学習課長	今井 利宏
あきた白神体験センター所長	菊地 俊平	防災まちづくり室長	内山 直光
福祉保健課副課長兼 新型コロナウイルスワクチン 接種対策室長	若狭 正和	福祉保健課副課長	成田 公誠
農林振興課副課長	堀内 和人		

議会事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木 高	議会事務局庶務係長	須藤 佳奈子
--------	-------	-----------	--------

午前10時00分 開 会

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

これより令和4年6月8峰町議会定例会を開会いたします。

9番須藤正人君から、入院治療のため本定例会の欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、3番奈良聡子さん、4番芦崎達美君、5番水木壽保君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。水木議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（水木壽保君） おはようございます。議会運営委員会の委員長の水木でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、5月23日及び6月6日に議会運営委員会を開催し、5月9日付けで議長から諮問のあった令和4年6月八峰町議会定例会会期及び議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から17日までの3日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定いたしましたのでご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長報告の日程表及び議事日程表により、本日より17日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日から17日までの3日間に決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

森田町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 皆さんおはようございます。

本日、令和4年6月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご多忙の中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、3月定例会以降の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、防災訓練について報告します。

5月29日、八峰町防災訓練を中浜地区を会場に、日本海沖合で巨大地震が発生し、秋田県沿岸に「大津波警報」が発表されたという想定で、「中浜自治会住民による津波避

難訓練」と「グループホーム親孝の里の職員と利用者の津波避難訓練」について、実際に避難路を利用して高台に避難する訓練を同時に実施いたしました。

当日は、早朝から地区住民や親孝の里施設関係者をはじめ、八峰消防署、町消防団など113名の方々から参加していただき、午前7時の笹村団長による合図のもと、警察及び交通指導隊による避難路の確保、避難指示の発令を受けて、避難行動に時間を要する高齢者や災害時要配慮者役の住民を地元消防団員がリヤカーや車椅子に乗せ、標高約8mの旧八森庁舎跡地から標高約24mの高台まで、実際に避難路を歩いて安全を確認しながら避難しました。

また、「グループホーム親孝の里」では、4名の車椅子利用者を職員と消防団員がサポートして、標高約17mの高台まで、歩道を歩いて避難いたしました。

避難完了確認後、それぞれの高台の避難場所において、町職員が、ハザードマップを活用して「自分の住んでいる地域にどのような危険があるのか、災害が発生した時にどこに避難したら安全なのか、ハザードマップで事前に確認して、災害への備えをしておくことが大切」などについて説明しました。

この後、現場本部を設置している中央公園に移動し、自治会長、親孝の里施設長から安否確認報告を受けて、住民参加型の避難訓練を終了しました。

その後に実施した火災防ぎょ訓練では、中央公園内で火災が発生し、延焼の可能性があると想定で行われ、周辺の第9、第10、第11、第12分団がいち早く駆け付け、水利から火災現場まで距離が離れていることを踏まえて、団員同士が素早くホースを連結させて放水するポンプ連結操作の訓練を行いました。

引き続き、峰浜田中ミニ公園に移動し、水防訓練を実施しました。

訓練は、前日からの豪雨により、埴川が警戒水位を超えて、横内集落の上流で堤防が一部決壊し、水があふれ出しているとの想定で訓練を実施しました。

峰浜地区の消防団第1から第8分団が現地に駆け付け、越水を止めるため堤防に土のうを積み上げる訓練を行いました。

各消防団員が協力し、山砂を用いて素早く土のうを製作し、土のうを積み上げる実践型の訓練を実施し、豪雨災害への備えを確認しました。

今後、町では毎年、実施場所を変更しながら、ハザードマップを活用した住民参加型の避難訓練を実施するなど、有事の際に住民がいち早く避難できるよう、安全な避難誘導に努めてまいりたいと考えています。

早朝からの訓練に参加された中浜地区の住民、親孝の里施設関係者をはじめ、八峰消防署、町消防団、警察、交通指導隊の皆様にご心から感謝申し上げます。

次に、18歳以上を対象とした新型コロナウイルスワクチンの3回目接種の状況について申し上げます。

町におけるワクチン接種は、1・2回目同様、町営診療所での「個別接種」と峰栄館での「集団接種」を併用しており、町営診療所では2月15日から1日当たり21人、峰栄館では2月26日から毎週土曜日午後、1日当たり180人で接種を始め、寒い気候からの変化に伴い、1日当たりの人数を徐々に増やしながら行ってきました。

これにより、3回目の接種については、5月末日時点で、65歳以上が2,812人で89.5%、15歳以上64歳以下が2,195人で72.3%となっております。

集団接種については、使用されるワクチンが2回目までと異なる種類を打つ「交差接種」となることや、若年層を中心に接種後に「強い副反応」が懸念されることなどが影響し、予約の推移が想定に満たなかったことから、4月23日をもって終了いたしました。

全体として、県境をまたぐヒトの移動が活発化するゴールデンウィーク前までに接種率を高めたことが、クラスターの発生等を抑え込むことができたものと思っております。

引き続き、感染予防対策の徹底をお願いするとともに、若年層のワクチン接種率の向上に向けた啓発活動に努めてまいります。

また、接種への協力を求める予防接種法の「努力義務」の対象とはなっていない、5歳から11歳向けの小児接種については、ファイザー社製の小児用ワクチンが使われ、3週間の間隔を空けて2回打つことになっています。

能代市山本郡内では、4月から5カ所の医療機関で行っており、1回目接種が192人、63.6%、2回目接種が159人、52.6%となっております。

引き続き、子どもと保護者のリスクや安全性を十分理解した上で判断できるよう、情報提供に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に関する準備状況について申し上げます。

4回目接種についても、1回目から3回目と同様に、町営診療所での「個別接種」と峰栄館での「集団接種」を併用して行うこととし準備しております。

4回目接種は、感染した際の重症化を予防する目的で、3回目接種から5か月以上の間隔を空けて実施することとなりました。これは、ワクチン接種の目的を発症予防より

も重症化予防に重点を置いたものと思われま

その対象者は、先行した海外の研究データで重症化を防ぐ効果を確認できた60歳以上を対象とし、18歳から59歳は、持病があるなど重症化リスクの高い人に限定されます。

具体的な持病とは、慢性の呼吸器の病気や心臓病、腎臓病、治療中か他の病気を併発した糖尿病、がんの治療中で免疫の機能が低下している人、重い精神疾患、肥満などが挙げられています。

町では、町営診療所での4回目接種においても、モデルナ製ワクチンを使用することといたしました。これは、診療所の石岡医師からの意見で、モデルナ製ワクチンは、抗体価の上昇がより高く、時間経過に伴う抗体価の低下の程度も低いとされていて、効果がより高いということから決定したものです。

モデルナ製ワクチンの副反応の程度は、若い人ほど強く、高齢者ではそれほど強くないとされていますので、今回対象となる方々については、これまでと大きな差はないものと考えております。

なお、ファイザー製ワクチンを希望される場合には、日頃からのかかりつけ医や他の医療機関で接種できることとなっております。

町営診療所での個別接種については7月1日から、集団接種については7月23日から始めることができるよう準備を進めているところです。

町といたしましては、県境をまたぐ移動が多くなるお盆時期前までに接種率を高めたいと考えています。

次に、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業」について申し上げます。

国では、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を支援するため、令和3年度補正予算の保留分と令和4年度予備費を合わせ、臨時交付金を1兆円追加しています。

今定例会にも生活支援対策や事業者支援対策などの関連事業を提案しておりますので、よろしく願い申し上げます。

次に、全町一斉清掃について申し上げます。

春の全町一斉清掃が4月10日に行われ、早朝から多数の町民の皆様が参加してくださいました。

八森地区においては、町内の側溝の泥上げや漂着ごみ等地域周辺の清掃を、峰浜地区

においては、一部実施日を変更して対応いただいた自治会等もありましたが、地域の道路脇に捨てられている缶・ビン・ペットボトルなどを拾い集め、指定場所に運搬していただきました。

集められたごみは、可燃ごみが約860k g、不燃ごみが約947k gで、令和3年度に比べると可燃ごみでは約320k g減少しましたが、不燃ごみで約32k g増加しました。全体では約288k gの減少となっておりますが、ごみの中には、家電リサイクルの対象である冷蔵庫や洗濯機やテレビのほか、大量のタイヤなどの不法に投棄されたと思われる廃棄物などもあり、引き続きマナーの向上や不法投棄防止の啓発を実施してまいります。

一斉清掃に参加してくださいました町民の皆様には感謝申し上げますとともに、7月9日に計画しております八森地区海岸清掃にも町民多数のご協力をお願いいたします。

5月24日、春の行政協力員会議を開催いたしました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、春の会議は令和2年度から書面開催としていましたが、3年ぶりに一堂に会して開催することができました。

会議では、新たに行政協力員となった3名の方々に委嘱状を交付した後、今年度の町の主要事業を説明して、ご理解とご協力をお願いいたしました。

次に、「令和4年春の叙勲」について申し上げます。

5月9日、八峰町消防団団長を務められた本多 建さんが、峰浜村及び合併後の八峰町の消防団員として、通算43年の長きにわたる消防団活動の功績が認められ「瑞宝双光章」を受章されました。皆様にもご報告申し上げますとともに、心より敬意とお祝いを申し上げます。

次に、「地域おこし協力隊」について申し上げます。

5月23日に農業推進コンシェルジュを担当する地域おこし協力隊の面接試験を行い、横浜市在住の山田 勝さんと菜々子さん夫妻を内定しました。委嘱日については調整中ですが、農業振興に関する活動や情報収集・発信、県外在住就農希望者の定住・移住の相談業務など、本町では初めて農業分野での地域おこし協力隊として活躍していただくこととしており、今定例会に関連予算を提案しておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

また、5月24日には、ファガスにおいて定住・移住コンシェルジュとして活動している吉田真己さんの令和3年度活動報告会を開催しました。当日は、議員の皆様や役場職員などの参加のもと、昨年7月に委嘱されてからの活動内容について、SNSアカウン

トの開設、町内の仕事に関する取材や各行事への参加や取材、オンラインで開催した移住相談会などの情報発信をはじめ、ふるさとCM大賞や転入者向けパンフレットの制作などを報告しました。今後の活躍を期待しているところです。

次に、農林業関係について申し上げます。

はじめに農作業の進捗状況についてですが、水稻の健苗育成と適正管理を図るため、県、農協等と連携して行っている「あぜ道巡回相談」を今年も4月27日に実施し、今年度は天気がよく、育苗で大きく失敗したケースはないなど順調であったと伺っております。

耕起や代掻きなども順調に進み、田植え作業は5月19日以降、最盛期を迎えました。移植後の苗は順調に生育しており、今年度も天候に恵まれ、無事に収穫期を迎えられるよう願っているところです。

また、今年産米の作付動向について、農家から提出される「水稻生産実施計画書兼営農計画書」いわゆる確認野帳を集計したところ、5月24日現在の今年産の水稻作付面積は、前年実績と横ばいの1,088haで、このうち主食用米は1,001ha、非主食用米は87haとなっており、前年実績を、主食用米で25haの減、非主食用米が16haの増となっています。

しかし、主食用米の作付面積は、町が示した「生産の目安」を29ha上回り、数量換算でも168t上回る5,766tと推計されます。

そのため、町再生協では、県が示した令和4年産に向けた取組方針に従い、集荷業者の事前契約締結状況の把握と、それに基づく非主食用米への振り分けを働きかけるとともに、集荷業者に対し需給情報を適切に提供するなど、県産米の需要と価格の安定に取り組むとしています。

次に、「有限会社峰浜培養」の経営状況について報告いたします。

令和3年度は、製造したホダを243万4,000本販売したほか、直営ハウスのシイタケ販売と合わせた総販売額は4億100万円の実績で、会社全体としては約640万円の黒字決算となりました。

生産面での課題である摘み取り手の確保については、峰浜培養が中心となって各生産者間で摘み取り手を回転させながらうまく機能していることから、さらに摘み取り手の育成に努め、生産拡大の後押しをしていきます。

また、ホダ販売代金の入金については、単価安に加え、電気と灯油の高騰で経営収支が厳しく、特に大規模生産者の打撃が大きく入金延滞金が増えてきており、毎月、JA

と生産者、峰浜培養の三者間で栽培方式などの経営見直しを図りながら回収に努めている状況です。

令和4年度は、廃業や単価の安い夏場の栽培を控えるなどの要因から、ホダ製造については、231万本の販売計画としたところです。

新型コロナウイルス感染症の影響によりシイタケの販売単価が下落し、生産者の栽培縮小が進んでおり、それを補うため地区外での販売先確保に努めるとともに、水稻農家に冬季農業としてシイタケ栽培に取り組んでいただくなど、ホダ生産量の増に努めてまいります。

さらに、第2工場の一部製造過程の変更や従業員の人員を含めた配置の効率化を進め製造コスト削減を図ることなどにより、会社全体の当期利益金450万円を計上しています。

次に、観光関係について申し上げます。

5月27日、ぶなっこランドを会場に「白神山地八峰町ルート安全祈願祭」が、NPO法人八峰町観光協会の主催で行われました。

例年、安全祈願祭と併せて、町主催による「自然観察会二ツ森登山」を実施していましたが、今年も「新型コロナウイルス」への感染防止の観点から取りやめるとともに、安全祈願祭についても、関係者のみで神事を執り行うなど規模を縮小して開催され、1年間の山での無事故と無災害をお祈りいたしました。

二ツ森登山ルートのアクセス道路である「町道白神二ツ森線」の除雪作業は、4月20日に開始しました。今冬の大雪により積雪量は例年の2倍以上となっておりますが、作業は順調に行われ、5月17日に終了しております。

その後、路面等の清掃と点検作業に続き、登山口トイレの開放と登山道の安全確認を行い、今シーズンの登山客の受け入れ体制は無事完了いたしました。

白神山地への入山者はコロナ禍により減少しておりますが、観光客はじめ町を訪れる方々に対して世界自然遺産「白神山地」の価値を伝えながら、白神観光の推進を図っていくことが重要でありますので、地元のガイド団体等をはじめ関係機関とも連携しながら、入山者の安全と白神山地の環境保全に努めてまいります。

次に、「ハタハタの里観光事業株式会社」の令和3年度の経営状況についてご報告いたします。

八森いさりび温泉ハタハタ館は、開業29年目を迎え、八峰町の観光、保養の拠点施設

として地域振興に大きな役割を果たしてまいりました。

令和3年度の経営につきましては、令和2年3月に策定した「経営改善計画」を基本とした「販売費及び一般管理費」の削減に努めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大や燃油価格の高騰が大きく影響したことにより、1,456万2,000円の赤字を計上する結果となりました。

全体の売上高は、1億3,984万3,000円と前年比1,211万8,000円の増収となりましたが、コロナ禍前の令和元年度よりは約4,400万円の減収となっています。

部門別では、宿泊部門が秋田県や町の宿泊助成制度を活用した様々な特別宿泊プランの企画・実践などにより、宿泊施設開設以来の大きな増収となったものの、宴会仕出し部門やレストラン部門、売店部門においては、「人の流れ」がストップしたことによる観光バス立ち寄りの激減や、1年を通じて「会食の自粛」が続いたことにより、売り上げが大きく減少しております。

また、入浴者数は、能代保健所管内でコロナ陽性者が毎日のように確認されたことなどにより、前期比1,442人減の7万3,153人となりました。

一般管理費につきましては、退職者の不補充等により人件費をギリギリまで抑えてまいりましたが、燃油価格や原材料費の高騰が大きく影響し、特に灯油代が前年比368万3,746円増加の1,036万7,090円となり、経営を圧迫する一因となっております。

今回の赤字で、ハタハタの里観光事業株式会社として、初めて累積赤字額が資本金を512万8,609円上回る債務超過となりました。また、5月30日に開催された株主総会では、監査役から異例といえる第29期監査付帯意見が提出され、将来的に資金ショートに陥る危険性が指摘されております。

町といたしましては、「売り上げを伸ばす」更なる努力の実践及び経営改善計画の着実な実行による経費節減を求めるとともに、ハタハタ館存続に向けた緊急的な支援や、指定管理料の見直しを検討してまいりたいと考えています。

次に、サーモン養殖試験事業について申し上げます。

昨年12月27日に網入れされた岩館漁港におけるサーモン養殖試験については、日本サーモンファーム株式会社の技術指導を受け、若手漁業者でつくる株式会社八水のメンバーが給餌や見回りなどの管理を行ってまいりました。

その後、順調な生育を続け、4月7日に行われた第1回目の価格調査では、2.2kgから3.6kgの10尾が競りにかけられ、1kg当たり2,000円の高値を付けました。5月

11日には第2回目の価格調査が行われ、2.8kgから4.7kgの15尾が、1kg当たり1,500円から1,800円の値を付けました。予想より高値で落札されたことに関係者も喜んでおりました。

5月28日には全量が水揚げされ、当日の水揚げは361尾となり、価格調査の25尾、試食等の9尾、傷や未成魚のため出荷できない10尾を合わせると、水揚げ総数は405尾となりました。投入された稚魚500尾に対し生存率は81%で、目標とする80%を達成することができました。重さは平均で3.8kgと十分に生育しており、今回の養殖試験は大成功したものと受け止めております。

この成功は関係者の情熱と努力の成果であり、今後、このサーモン養殖事業を順調に実施することにより、漁業収入の向上が図られるとともに、若い漁業者の就業にも繋がります。八峰町の水産業に夢と希望をもたらすものと大いに期待を抱いております。

株式会社八水からは、今年度においても事業化に向けた試験養殖について、生産規模を2倍にして実施したいという意向を伺っておりますので、町といたしましても、県や漁協と連携しながら強力で支援してまいりたいと考えております。

次に、「御所の台エリア再構築構想」策定について申し上げます。

町ではこれまで、御所の台エリアの活性化についての意見交換会や、実際に道の駅を移転することを前提とした「道の駅はちもり移転に向けた懇談会」を実施してまいりました。

昨年実施した懇談会では、トイレ等の設備に関する要望、温泉を活用した足湯の設置、ハタハタ館や産直ぶりこ等周辺施設との連携や観光ルートの可能性など、様々なご意見やご提案をいただきました。

そこで今年度においては、「道の駅はちもりの御所の台エリア移転」を契機として、ハタハタ館やあきた白神体験センター、産直ぶりこ、オートキャンプ場、ふれあいパークを有効的に連携・活用し、エリア全体の再構築を図りながら町全体の観光や商工業の振興に繋がりたいと考え、「御所の台エリア再構築構想」を策定することといたしました。

構想では、これまで頂戴したご意見を踏まえながら、民間事業者から広く優れた提案を募集したいと考えており、今定例会に関連予算を提案しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、5月25日に行われたチャレンジデー2022について報告いたします。

3年ぶり8回目の参加となる今年度は、金メダルの獲得となる、参加率60%を目標に

掲げ実施いたしました。

5月の連休明けから、公共施設や主要道路、各自治会内にはのぼり旗が立てられ、チャレンジデーに向けての雰囲気は大いに盛り上がっております。

本番当日は、早朝からウォーキングをする人やラジオ体操で体を動かす人、ゴルフやゲートボールやグラウンドゴルフで汗を流す人が多く見られ、その後も学校や職場、公園や体育館などでスポーツや運動に取り組む姿が終日見受けられ、正に町がスポーツ一色に染められた一日でした。

今回の対戦相手は、北海道東北部に位置し、日本三大湖の一つサロマ湖を抱える町、湧別町で、湧別町の参加率は61.9%でした。

一方、当町の参加者は3,949人、参加率は59%で、目標にはわずかに届かず、対戦でも残念ながら僅差での敗北となりました。

チャレンジデーに参加していただいた町内外の皆様と、チャレンジデー実行委員会委員はじめ、実施に当たりご協力をいただきました自治会、町内事業者、各種団体や多くの関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

次に、スポーツ少年団活動について報告いたします。

5月28日・29日に開催された高円宮杯第42回全日本学童野球県大会山本郡予選で、八峰グローリーズが見事優勝を飾り、6月25日から潟上市で開催される県大会への切符を手に入れました。

予選決勝で見せた、粘り強く決して諦めないチームカラーを発揮し、県大会においても大なる活躍を期待しているところです。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第45号、八峰町高齢者コミュニティセンター条例を廃止する条例制定については、八峰町高齢者コミュニティセンター「湯っこランド」を廃止するため、条例制定しようとするものであります。

議案第46号、八峰町サケふ化場条例を廃止する条例制定については、八峰町サケふ化場を廃止するため、条例制定しようとするものであります。

議案第47号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、公有水面埋め立てにより新たに生じた土地について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第48号、三種・八峰養護老人ホーム組合規約の一部変更については、運営経費の

負担割合の決定方法について、構成団体の長の協議による方法を追加すること及び当該組合規約の変更に関する関係地方公共団体との協議について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第49号、令和4年度八峰町一般会計補正予算（第1号）は、3億148万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を65億4,348万6,000円とするもので、主な歳出は、人事異動に伴う人件費の組み替えのほか、当初予算を骨格予算としたことに伴う肉付け予算の追加などとなっております。

議案第50号、令和4年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、110万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8億6,018万円とするもので、主な歳出は、制度改正に伴う税システム改修費の追加であります。

議案第51号、令和4年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）は、26万3,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8,064万9,000円とするもので、人事異動に伴う人件費の組み替えであります。

議案第52号、令和4年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的収入及び支出から114万7,000円を減額して、収益的収入及び支出の予定額を2億6,379万2,000円とするもので、内容は、人事異動に伴う人件費の補正であります。

議案第53号、令和4年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的収入及び支出の予定額に69万1,000円を追加して、収益的収入及び支出の予定額を5億1,675万8,000円とするもので、内容は、人事異動に伴う人件費の補正であります。

報告第1号、繰越明許費繰越計算報告については、令和3年度八峰町一般会計の繰越明許費繰越計算報告であります。

報告第2号、事故繰越し繰越計算報告については、冬季の大雪により事故繰越しとした町単農業農村整備事業についての繰越計算報告であります。

報告第3号、予算の繰越計算報告については、令和3年度八峰町簡易水道事業会計予算の繰越計算報告であります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は9議案で、報告件数は3件であります。

詳細については各議案の提案の際に説明させますので、よろしくご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） 日程第4、発議第3号、水田活用の直接支払い交付金の見直しに関する意見書についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。本件は、さきの議会全員協議会で協議し、議員全員の総意による発議でありますので、説明、質疑を省略し、討論も省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。

これより発議第3号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第5、議案第45号、八峰町高齢者コミュニティセンター条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長(石上義久君) 議案第45号についてご説明させていただきます。

議案第45号、八峰町高齢者コミュニティセンター条例を廃止する条例制定について。

八峰町高齢者コミュニティセンター条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月15日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。施設の老朽化等により、八峰町高齢者コミュニティセンターを、令和4年6月30日付けで用途廃止するため、条例の廃止を行うものであります。

次のページをご覧ください。

この条例は、令和4年7月1日から施行いたします。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長(皆川鉄也君) これより議案第45号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番(見上政子さん) 湯っこランド、まあ高齢者コミュニティセンターが湯っこランドになってるんですけども、その場所的には、それからいろんな修理費が嵩むってい

うことで聞いてますけれども、場所を変えてやることは考えないかっていうことと、それから、これを廃止するに当たって利用者の声を聞いたのかどうか。その点をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

場所を変えてやらないかという最初の質問につきましては、八峰町にも温泉財産がございます。民間の事業者が2つ、事業経営している状況でございますので、そちらを有効に活用しながら健康寿命の延伸に努めていただきたいと考えておりますし、高齢者ならずとも町民の健康の増進のため、できる限りの支援、これからの対策は検討してまいりたいと考えております。

続きまして2つ目の質問の湯っこランドの利用者のご意見を聞いたのかどうかというお話でございますが、実際に存続してほしいという方はいらっしゃいますし、そう願う気持ちも分からないではございませんが、お金を徴収して今老朽化した施設を修繕しながら継続していくのは、昨年度、エアコンの落下事故が起きたような状況で、利用者の安全確保という最低限の確認ができないような状況まで施設の老朽化が進んでおる事態になっておりますので、そこはご了解いただきたいと思います。

回答は以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 今回の課長の答弁だと民間の事業所があるので、それを利用することもあるということですが、この湯っこランドは月曜日と金曜日ですか、八森地区と峰浜方面からバスを運行して、大変喜ばれております。で、これが廃止されるということはニュースで知ってすぐ、もう峰浜方面の人たちはやはりすごい不安を感じて、みんなでおとも苑さ行くしかねえなという、おとも苑は迎えに行くからということで、そういう話がばあっと、この1カ月、2カ月ぐらいの間に広がって、これが町民の中でも町民の声としても、そこまでさねばねんだがってという、何かこうやっぱり同情するというかね、そこまで町民の中も声が広がってまして、そして、峰浜方面は冬の間バスが満杯になって、町の車を追加して走らせたということもあります。もう本当に利用がいっぱいなんですけれども、やはりこれは、これに答えるためには、民間の事業者と連携してということですが、白神温泉ホテルと何か約束とか利用するのでとかそう

いうふうなことがあるんですか。それとも、もうきっぱりこれをやめて、高齢者コミュニティセンターですので、これを廃止するという事は、場所を変える、場所を変えなければならないという事は私も分かります。津波の危険があるところですので。これをハタハタ館に利用できないか。町内の皆さんはやっぱり、じゃあハタハタ館使えばいいんでがっていう、ハタハタのバスも、送迎も、バスとまったままなってるしっていうことがあります。そのことについて、町長どのように考えますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 湯っこランドを今の場所で大規模改修して営業を続けるというのは、全協等でも説明したとおり、これは、まあ容易でないことだと思います。そして別な場所でやられないかっていう部分のお話ですけれども、別の場所でやるにしても、逆にいけば、ハタハタ館の、いわゆる温泉のある場所でないと駄目なわけですから、まあそういう、どこの場所に立地するかという部分も非常に困難でありますし、それと利用者数がだんだんだんだん減ってきておりますから、そういう部分でも、まあ今現在の温泉施設はハタハタ館と白神温泉ホテルありますので、そちらの方を有効活用する、できるようなそういう方法を検討していきたいというふうな形で思っています。

先般のハタハタ館の意見交換の中でも、バスを有効活用するとか、そういう一般質問も出ておりますので、そういう形の部分で、この湯っこランドを利用してきた方々への利便性を図っていくような事業をやってきたいというふうに思っています。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） これで質問終わりますけども、もう少し聞かせてください。

その際ですね、ハタハタ館を有効活用するという事の中で少しは安心したんですけども、その際の料金設定とか、まあ300円で今まで利用してました。で、それこそお昼はドライバー海さんの方からいろんなものをもって、それを楽しみに、食べることも楽しみにしてたんですけども、その料金設定についてとか、そういうことはですね、いきなり、まあ高齢者コミュニティセンターを廃止しますというふうなわけにはいかないと思うんですけども、これからどのようにこれを周知していくのか、それで料金設定についても考えているのか、教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

現状、高齢者コミュニティセンター湯っこランドの利用料につきましては、1回300円、町内の温泉事業所については、それぞれ500円という形になっております。実際に利用する側としては、200円の差額が発生するかと想定されるので、その中で有効な財源があるような状況を見据えて、その急激な料金の負担が増えることによって激変緩和措置ということを今後検討していきたいとは考えております。実際その財源をどのような形でやるのかにつきましては、庁舎内でも今検討に進んでいる段階でございます。

回答は以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第46号、八峰町サケふ化場条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山本産業振興課長。

○産業振興課長（山本 望君） 議案第46号についてご説明いたします。

議案第46号、八峰町サケふ化場条例を廃止する条例制定について。

八峰町サケふ化場条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月15日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。八峰町サケふ化場が老朽化により適正な維持管理が困難となり、設置目的を果たすことができなくなったためでございます。

次のページをご覧ください。

条文でございます。

八峰町サケふ化場条例を廃止する条例

八峰町サケふ化場条例は、廃止する。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

サケふ化場は、昭和53年に建設し、真瀬川サケマス生産組合にてサケのふ化放流事業を行ってきましたが、組合は組合員の高齢化を理由に平成23年に解散しております。以降は利用していない状態でしたので、このたび解体するもので、併せて設置条例を廃止するものです。

説明は以上です。何とぞご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第46号について質疑を行います。質疑ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） この廃止条例は何ら異議あるわけではないわけですが、関連してですね一つ伺いたいと思います。

サケふ化場、まああそこなくなったわけですが、先ほどの行政報告でも町長がサーモンの養殖事業が大成功裏に終わったということで、この後倍にしたい、その後の考えればですね、このサーモンの稚魚の購入手段、手立てというのが、これ目的に沿ってできるのかどうかということ。将来的には、やはり八峰でこれを手がけないと、私はとても事業展開はできないと思うんですよ。そういう考え、そういう方向性をお持ちなのかどうか、この点お願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの6番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 菊地議員がご指摘のとおりでありまして、日本サーモンファームさんの方では、青森県の部分で1,400tの水揚げ高までこうやってますので、私どもの部分に対する稚魚の供給、これ自体も非常に厳しい、そういう状況が見込まれております。私どもこの後に県と、それから漁協と町と、それから日本サーモンファームさんの方で協定を結ぶ、今方向で準備しております。その方向の中で、菊地議員がおっしゃったような内容の部分も含めて相談した上で、その上でまた全協等で説明させていただきたいと思います。

いずれ稚魚を町自体でやるというのは、これは技術的に困難でありますけれども、町の中の河川の中で、そういうふ化場を建設する可能性のあるところはあると思いますので、そ

ういう部分についてももう少し議論を深めた後で議会の方に報告したいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。11時10分より再開をいたします。

午前11時02分 休 憩

.....
午前11時10分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、議案第47号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） 議案第47号についてご説明いたします。

議案第47号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について。

地方自治法第9条の5第1項の規定により、下表の左欄に掲げる土地が新たに八峰町の区域内に生じたことを確認し、同法第260条第1項の規定により、当該土地を同表の右欄に掲げる字の区域に編入するため、議会の議決を求める。

令和4年6月15日提出

八峰町長 森 田 新一郎

表についてご説明いたします。

区域が八峰町八森字岩館102番、104番1、105番、107番1、107番2及び86番3の地先

公有水面埋立地。面積が541.32㎡。編入する字の区域は、八峰町八森字岩館でございます。

提案理由です。八峰町の区域内に、公有水面埋立法に基づき埋め立てた土地が新たに生じたので、地方自治法の規定に基づきその旨を確認し、併せて当該土地を字の区域に編入するため議会の議決を求めるものでございます。

当該公有水面埋立につきましては、県の岩館第2漁港内で行っている公有水面埋立でございまして、公有水面埋立法の規定に基づき、平成31年3月定例会におきまして、県の計画どおり承認することについて議決いただいております。このたび工事が完成し、県より地方自治法に基づく手続きの依頼があったことから、本定例会に提案することとしたものでございます。

事業の内容につきましては、提出しております議案説明資料をご覧ください。

埋立地の用途は、県からの公文書項番3にありますとおり、物揚場、野積場、駐車場敷地でございます。

資料の次のページは、用地平面図と航空写真を重ね合わせたものでございます。

写真中央が岩館第2漁港、右下に一部見える道路が町道小入川岩館線、これに接続して岩館第2漁港前まで延びる道路が町道門の沢北海岸線でございます。八峰町八森字岩館と八森字門の沢の字境は、ほぼこの町道門の沢北海岸線に沿っており、写真中央の赤い太線で囲まれた埋立地は、八森字岩館の区域と接していることから、当該土地を八森字岩館の区域に編入することとしたものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

- 議長（皆川鉄也君） これより議案第47号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番山本優人君。
- 11番（山本優人君） これ埋立地で、この各々の番地だわけですけども、今までそうすると、この各々の番地が海だったのを埋め立てたということで、土地になったということで理解するわけですが、ここの最終的な番地っていうのは統一にならないんですか。
- 議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。
- 総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

先ほど議案の中でご説明した地番は、この航空写真の図面の方でご説明いたしますが、この海岸道路の内側、まあ山側ですね、この民地についている地番でございます。で、この地先ということで、この赤い枠のところを指定しているものでございまして、ここには地番はございません。議員ご指摘のとおり、ここはもともと海だったところで、地番がないところを埋め立てて土地ができたということで、地番がないので地先という表示で場所を示しておりますので、現在も地番はない状態でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） この航空写真見ますと、あれでしょうか、この前の能代沖の津波で被害を受けた地域になりますか。菊地良定さんの家のあたりがかなり被害受けて、船が壊れたり、いろんな損害受けたんですけれども、そこのカーブと違いますか。その辺ちょっと分かったら教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

ご指摘のとおりでございまして、先ほどご説明しました町道門の沢北海岸線が海岸道路と接続しているところの右側の角が議員ご指摘の土地でございますので、ちょうどその南側、少し南側ですね、まあ道路に接すればすぐ見えるところですけども、すぐ付近ということになります。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑がないようでございますので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第48号、三種・八峰養護老人ホーム組合規約の一部変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第48号についてご説明させていただきます。

議案第48号、三種・八峰養護老人ホーム組合規約の一部変更について。

地方自治法第286条第2項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議の上、三種・八峰養護老人ホーム組合規約の一部を別紙のとおり変更する。

令和4年6月15日提出

八峰町長 森田 新一郎

提案の理由です。令和4年度普通交付税の算定に用いる一部事務組合に係る算入方法等の改正に伴う組合規約の変更に関する関係地方公共団体との協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次のページが改め文です。

第13条に第3項となる次の1項を加えるものであります。

第3項、前項の規定によりがたい経費の負担については、別に構成団体の長の協議によりこれを定めるという規定を加えるもので、この規約は、令和4年7月1日から施行します。

この規約の改正につきましては、令和4年度普通交付税の算定に用いる一部事務組合に係る同事務組合職員の児童手当の支給対象児童数に関するものの算入方法に変更があったことによる改正でございます。前年度までは構成市町村の国勢調査人口に応じて按分することとなっておりましたが、今年度より当該組合を構成する三種町・八峰町の長が協議してこれを定め、総務大臣の承認を得た率によって按分することとされたことから、規定を改正するものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第48号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第49号、令和4年度八峰町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長(日沼一之君) 議案第49号についてご説明いたします。

議案第49号、令和4年度八峰町一般会計補正予算(第1号)。

令和4年度八峰町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによります。

第1条で、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算も総額に歳入歳出それぞれ3億148万6,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ65億4,348万6,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正で、追加及び変更でございます。

令和4年6月15日提出

八峰町長 森 田 新一郎

4ページをお開きください。

地方債の補正につきましては、「第2表 地方債補正」に記載しております。

1、追加の護岸等整備事業につきましては、小釜沢川護岸等整備事業に伴う充当財源として2,100万円の追加補正でございます。緊急浚渫推進事業につきましては、夏井沢川と小釜沢川の河川浚渫事業に伴う充当財源として2,500万円の追加補正でございます。

2、変更の町道法面保護事業につきましては、1,000万円から2,500万円の変更で、1,500万円の追加。それから、過疎対策事業の通常分につきましては、2億1,830万円から2億7,420万円の変更で、5,590万円の追加ですが、詳細につきましては、22款町債のところでご説明いたします。

次に、歳入歳出の主な補正理由について、事項別明細書8ページ以降をご覧くださいながら歳入歳出の順にご説明いたします。

まず歳入ですけれども、8・9ページをお願いいたします。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務費補助金のうち個人番

号カード利用環境整備費補助金につきましては、マイナポイント事業の補助金でございます。当初予算編成後に補助金交付の詳細が判明しましたので、101万6,000円の追加補正でございます。

細節18の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金につきましては、町の生活支援対策や事業者支援対策などの関連事業へ充当する財源として、昨年の国の第3次補正予算で示された八峰町分の交付限度額の事業精算に伴う繰越額分604万3,000円と、令和4年度に示された交付限度額5,669万5,000円の合わせて6,273万8,000円の追加補正でございます。

2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金につきましては、町が障がい者等の重度化・高齢化や親亡き後に備える取り組みとして行う地域生活支援拠点整備事業の国庫補助金277万2,000円の追加補正でございます。

2節児童福祉費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、国では食費等の物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し特別給付金を支給する生活支援を行うことといたしました。児童扶養手当受給者や児童手当特別児童扶養手当、高校生のみ養育世帯の住民税均等割が非課税である世帯等に対し、1人当たり一律5万円を給付する事業であり、その事業の充当財源として子育て世帯生活支援特別給付事業補助金として350万円と、事務費補助金として5万7,000円の合わせて355万7,000円の追加補正でございます。

3目衛生費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルスのワクチン4回目接種等の対応に当たり、会計年度任用職員2名分の人件費等を補助金の対象経費として取り扱うことができることから、新型コロナウイルス接種体制確保事業費補助金404万円の追加補正でございます。

5目土木費国庫補助金につきましては、今年度における国の事業採択に伴い、社会資本整備総合交付金2,500万円の追加補正でございます。

16款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金につきましては、先ほど国庫補助金のところでご説明いたしました、町が障がい者等の重度化・高齢化や親亡き後に備える取り組みとして行う地域生活支援拠点整備事業の県補助金138万6,000円の追加補正でございます。

4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金のうち農業次世代人材投資事業費補助金につきましては、次世代を担う新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援する事業

であります。対象が1組追加となることから225万円の追加補正でございます。

細節75の県産米品質向上支援事業費補助金につきましては、秋田県産米が産地間競争に打ち勝ち、農業経営が維持できるよう品質向上に必要な機器等の導入に対し支援する事業でございます。光選別機、米粒判別機の導入の事業要望があることから504万3,000円の追加補正でございます。

19款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出補正全体の調整のため、財政調整基金繰入金7,000万円の追加補正でございます。

10・11ページをお願いします。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金につきましては、歳入歳出補正の財源確保のため、前年度繰越金678万4,000円の追加補正でございます。

22款町債につきましては、先ほどご説明いたしました第2表 地方債補正変更の内容ですが、1項町債1目総務債2節集会施設建設事業債につきましては、岩館地区防災コミュニティセンター建設事業、それから埴及び大信田地区の2つの多目的集会施設の下水道接続に伴う集会施設建設事業分の充当財源として過疎債1,530万円の追加補正でございます。

5節地上デジタル放送難視聴対策事業につきましては、平成22年度に旧岩館小学校前に設置した小入川岩館地区の地デジ設備一部老朽化に伴い、更新が必要であることから、地上デジタル放送難視聴対策事業分の充当財源として過疎債560万円の追加補正でございます。

3目農林水産業債につきましては、県営林道峰浜線の事業費が増額となったことから町の負担金も増額となることに伴い、林道整備費分の充当財源として過疎債350万円の追加補正でございます。

4目土木債1節町道整備事業債につきましては、町道石川線道路改良事業、町道目名潟大沢線交差点改良及び防雪柵整備事業の充当財源として過疎債3,900万円の追加補正でございます。

2節自然災害防止事業債につきましては、町道滝の間繫線法面保護事業において、設計業務の委託の報告により補修箇所が広範囲になることから事業費の追加分と、小釜沢川護岸等整備事業に伴う充当財源として緊急自然災害防止債3,600万円の追加補正でございます。

4節除雪機械設備事業債につきましては、除雪機械購入事業の充当財源の一部に社会

資本整備総合交付金を充当できることになりましたので、過疎債750万円の減額補正で
ございます。

6節緊急浚渫推進事業債につきましては、夏井沢川と小釜沢川の河川浚渫事業に伴う
充当財源として2,500万円の追加補正でございます。

続きまして歳出をご説明いたします。

12・13ページをお開きください。

今回の補正予算では、職員給与費をはじめとする人件費関係につきましても予算補正
を行っております。主な内容につきましては、4月1日付けの人事異動に伴う増減と
なっておりますので、その部分についての個々の説明は省略させていただきます。

はじめに、1款議会費から2款総務費1項総務管理費1目一般管理費8節旅費につき
ましては、人件費ですので省略させていただきます。

10節需用費につきましては、先日行われた役場庁舎の消防設備点検で指摘された不具
合を修繕しようとするものであり、誘導灯本体をはじめ非常照明と誘導灯の蓄電池の修
繕料37万9,000円の追加補正でございます。

4目会計管理費につきましては、人件費ですので省略させていただきます。

以下、同様に人件費は省略させていただきます。

14・15ページをお願いします。

5目財産管理費12節委託料のうち旧岩子小学校体育館補修工事設計監理業務委託料に
つきましては、旧岩子小学校の体育館が雨漏りにより壁や床が傷んでいるため修繕対応
するもので、昨年12月議会定例会において同修繕工事設計業務委託料の追加補正をご
承認いただいて発注しております。このたびは、この修繕工事費の設計金額が確定いた
しましたので、修繕工事の監理業務部分の委託料45万円の追加補正でございます。

旧産業棟アスベスト事前調査業務委託料につきましては、令和4年4月1日からは、
平成18年以前の建物解体時には事前調査の結果を電子システムで届け出ることが義務化
されたことに伴い、44万円の追加補正でございます。

15節工事請負費につきましては、先ほど委託料のところでご説明いたしました旧岩子
小学校体育館補修工事1,900万円の追加補正でございます。

6目企画費7節報償費につきましては、企業版ふるさと納税として寄附をいただいた
際に町から感謝の印として記念品を贈呈するものであります。昨年度初めて企業版ふる
さと納税として3つの企業から寄附をいただいております。感謝状の贈呈と町ホーム

ページに企業の掲載は行っておりますが、200万円以上の寄附をいただいた場合には会社マーク入りの透かし彫り扇子など贈呈するための35万2,000円の追加補正でございます。

10節需用費につきましては、テレワークモニター事業で旧沢目子ども園を活用するに当たり消防設備点検を行ったところ、自動火災報知設備と誘導灯が作動していないことが判明しましたので、蓄電池等の交換・修繕料2万5,000円の追加補正でございます。

17節備品購入費のうち巡回バス用金庫につきましては、10月1日からの本格運用に向け準備を進めているところでありますが、本格運用後、運賃を有償化する方向で進めておりますので、その際に使用する金庫3台分の購入費45万円の追加補正でございます。

消火器につきましては、先ほど需用費のところでもご説明いたしましたが、テレワークモニター事業で旧沢目子ども園を活用するに当たり防備設備点検を行ったところ、今年でその消火器が型式失効することとなりますので、買い換え費用として8万8,000円の追加補正でございます。

18節負担金補助及び交付金につきましては、巡回バス待合室設置補助金でございます。巡回バス待合室につきましては、以前に議員の皆様から必要性を指摘されており、町では本格運行に併せて検討することとしておりました。このたび10月1日からは本格運用に移行できるよう進めているため、420万円の追加補正でございます。

7目電子計算費につきましては、秋田県町村電算システム共同事業組合にて県内12町村が共同利用している税システム及び人事給与システムの改修に係る費用の負担金247万8,000円の追加補正でございます。

9目自治振興費12節委託料につきましては、岩館コミュニティセンターの建物本体の実施設計監理業務委託料516万9,000円の追加補正でございます。

14節工事請負費につきましては、埜及び大信田地区の2つの多目的集会施設の下水道接続に伴う水洗化工事費として、工事請負費1,030万3,000円の追加補正でございます。

11目地域情報化事業費につきましては、平成22年度に旧岩館小学校前に設置した小入川岩館地区の地デジ設備の一部について、老朽化に伴う更新工事請負費566万5,000円の追加補正でございます。

次に、3款民生費についてご説明いたします。

16・17ページをお開きください。

ページ一番下の1項社会福祉費3目障害福祉費につきましては、町が障がい者等の重

度化・高齢化や親亡き後に備える取り組みとして行う地域生活支援拠点整備事業に伴う追加補正でございます。

10節需用費につきましては、拠点施設として旧石川子ども園を活用することから、修繕料150万円の追加補正でございます。

11節手数料につきましては、消防用設備等の点検料として30万円の追加補正。

18・19ページをお願いします。

12節委託料につきましては、運営主体となるさくら園への地域生活支援拠点運営業務委託料924万円の追加補正でございます。

ページ一番下の8目高齢者コミュニティセンター管理費につきましては、令和4年6月30日をもって湯っこランドを閉館することに伴い、未使用分の回数券を所有している方が不利益とならないよう対処するために、補償補填及び賠償金69万3,000円の追加補正でございます。

20・21ページをお開きください。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費につきましては、新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、国では食費等の物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し特別給付金を支給する生活支援を行うことといたしました。児童扶養手当受給者や児童手当特別児童扶養手当、高校生のみ養育世帯の住民税均等割が非課税である世帯等に対し、1人当たり一律5万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付事業費の追加補正でございます。

10節需用費につきましては、事務用の消耗品費、それから印刷製本費、そして11節では通信運搬費、口座振込の手数料などの追加補正でございます。

18節負担金補助及び交付金につきましては、特別給付金の対象者として70人を見込んでおり、子育て世帯生活支援特別給付事業費補助金として350万円の追加補正でございます。

次に、4款衛生費についてご説明いたします。

22・23ページをお願いします。

ページの中段ですが、3項水道費1目簡易水道施設費につきましては、水道事業会計における人事異動による人件費の減額に伴い、簡易水道事業会計補助金112万円の減額補正でございます。

次に、6款農林水産業費についてご説明いたします。

24・25ページをお願いいたします。

1 項農業費 2 目農業総務費10節需用費につきましては、おらほの館食堂部から排出される污水管に詰まりの不具合が生じていることから、修繕料27万3,000円の追加補正でございます。

3 目農業振興費のうち 2 節給料から13節使用料及び賃借料までと、17節備品購入費のうちノートパソコン、それから18節負担金補助及び交付金のうち負担金のステップアップ研修費負担金につきましては、先ほど町長が行政報告で申し上げました地域おこし協力隊の関連経費、それぞれ計上しております。合わせて515万9,000円の追加補正でございます。

17節備品購入費の生薬電気乾燥機につきましては、キキョウの乾燥用の新規購入 2 台分の200万円の追加補正でございます。

18節負担金補助及び交付金の補助金のうち農業次世代人材投資事業補助金につきましては、次世代を担う新規の就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援する事業であります。対象が 1 組追加となることから225万円の追加補正でございます。

県産米品質向上支援事業補助金につきましては、秋田県産米が産地間競争に打ち勝ち、農業経営が維持できるよう品質向上に必要な機器等の導入に対し支援する事業であります。光選別機、米粒判別機の導入の事業要望があることから504万3,000円の追加補正でございます。

一番下の 6 目農業集落排水整備事業費につきましては、下水道事業会計における人事異動による人件費の増額に伴い、下水道事業会計補助金57万1,000円の追加補正でございます。

26・27ページをお願いします。

中段ですが、2 項林業費 2 目林業振興費につきましては、秋田の森林活用協議会より八峰町の活動組織から採択申請書が提出されたと報告がありました。町の嵩上げ分として、森林山村多面的機能発揮対策事業負担金11万2,000円の追加補正でございます。

3 目林道整備費につきましては、林道熊沢線改良事業の用地買収は、当初令和 3 年度で完了する予定でありましたが、2 件、2 筆分の相続登記が間に合わず、令和 4 年 3 月 31 日付けの専決処分で減額補正していたために、今回関連予算を改めて追加補正するものであります。

11節は土地登記の手続きに係る手数料、16節は土地購入費の追加補正でございます。

18節負担金補助及び交付金につきましては、県営林道峰浜線の事業増額に伴う負担金357万9,000円の追加補正でございます。

28・29ページをお願いいたします。

上段の3項水産業費2目水産振興費につきましては、当初予算において、サケマスふ化場解体事業の予算を措置しておりましたが、法の改正により、令和4年4月1日からは平成18年以前の建物解体時にはアスベストの事前調査の結果を電子システムで届け出ることが義務されたことに伴う、アスベスト事前調査業務委託料72万円の追加補正でございます。

4目漁業集落排水整館事業費につきましては、下水道事業会計における人事異動による人件費の増額で、下水道事業会計補助金12万円の追加補正でございます。

次に、7款商工費についてご説明いたします。

1項商工費2目商工観光費10節需用費につきましては、観光市の看板が破損しておりますので、修繕料28万6,000円の追加補正でございます。

12節委託料につきましては、観光市漁村コミュニティ市場のエアコンは平成20年に設置、14年経過したものであり、塩害により腐食が激しいほか、冷房や暖房の効きが悪くなっているために更新する際の設計監理業務委託料265万円の追加補正でございます。

14節工事請負費につきましては、同エアコン更新工事2,000万円の追加補正でございます。

18節負担金補助及び交付金につきましては、プレミアム付商品券発行事業補助金でございます。プレミアム率は30%と昨年と同様であります。発行冊数を7,000セットと昨年より2,000セット増とした事業補助金2,250万円の追加補正でございます。

3目観光費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、今年も引き続き、町独自の支援策として町内宿泊助成事業費を計上しております。

10節需用費では、消耗品費、ポスター・チラシの印刷製本費、それから通信運搬費、30・31ページをお願いします。今度は新聞掲載等の広告料を、それから18節負担金補助及び交付金に町内宿泊助成事業補助金として3,200万円をそれぞれ追加し、合わせて3,299万9,000円を追加補正するものでございます。そのほか、御所の台キャンプ場の松くい虫による被害木の伐採処理として、11節役務費、手数料25万円を、13節機械借上料、そして合わせて70万円の追加補正でございます。

また、12節委託料につきましては、道の駅はちもりを御所の台に移転するほか、ハタ

ハタ館やあきた白神体験センターオートキャンプ場、ふれあいパークを有効活用し、町全体の活性化に繋げるため、エリア全体を再構築する構想を募集する御所の台エリア再構築構想策定業務委託料1,000万円の追加補正でございます。

6目ポンポコ山公園管理費につきましては、当初予算で措置しました分をほぼ使い切ったことから、今後の修繕に対応するための修繕料20万円の追加補正でございます。

7目温泉管理費につきましては、4月26日、今年です、温泉源泉ポンプのケーブルからの漏電により温泉を供給できない事案が発生いたしました。復旧までの間、地元業者からの協力を得ながら旧源泉からお湯を運ぶことで対応したほか、源泉ポンプも交換しております。今後似たような事案が発生した際に対応するため、10節需用費の修繕料に200万円を、11節役務費に作業手数料として70万円を、13節使用料及び賃借料に温泉湯を運ぶ際などに係る車両借り上げとして自動車等30万円をそれぞれ追加補正するものでございます。

次に、8款土木費についてご説明いたします。

32・33ページをお開きください。

2項道路橋梁費1目道路維持費14節工事請負費につきましては、町道椿漁港線防雪柵設置工事に250万円を、町道滝の間繫線法面保護工事に1,500万円を、町道本館町2号線路肩保護工事に520万円を、これは見上議員のご質問されたところですので、合わせて2,270万円の追加補正でございます。

2目道路新設改良費12節委託料につきましては、町道目名湯大沢線の交差点改良事業と防雪柵整備事業に係る設計業務委託料でございます。交差点改良分につきましては、田中地区の十字路を改良するものであり、測量設計業務委託料に1,100万円を、補償調査算定業務委託料に200万円、それぞれの追加補正でございます。防雪柵分につきましては、水沢とウトウ坂下の間に防雪柵を設置するため、測量設計業務委託料600万円の追加補正でございます。

14節工事請負費につきましては、社会資本整備総合交付金の事業採択に伴い、昨年に引き続き町道石川幹線道路改良工事2,500万円の追加補正でございます。

16節公有財産購入費につきましては、町道目名湯大沢線交差点改良工事に伴う土地購入費500万円の追加補正でございます。

21節補償補填及び賠償金につきましては、同じく町道目名湯大沢線交差点改良事業に伴う電柱等移設に係る補償金800万円の追加補正でございます。

34・35ページをお開きください。

中段の3項河川費2目河川維持費12節委託料につきましては、小釜沢川護岸整備工事に伴う測量設計業務委託料に600万円を、夏目沢川河川浚渫工事に伴う測量設計業務委託料に500万円、それぞれの追加補正でございます。

14節工事請負費につきましては、小入川川床補修工事に145万円を、小釜沢川護岸整備工事に1,500万円を、小釜沢川河川浚渫工事に2,000万円、それぞれ追加補正するものでございます。

4項下水道費1目下水道費につきましては、下水道事業会計における人事異動による人件費の増額に伴い、下水道事業会計補助金2万5,000円の追加補正でございます。

36・37ページにつきましては、住宅管理費と非常備消防費の人件費ですので省略させていただきます。

また、38ページから43ページの10款教育費につきましては、後ほど教育長からご説明をいたします。

次に、13款諸支出金についてご説明いたします。

ずっと7ページほど進みまして、44・45ページをお開き願います。

2項諸費1目国県庫支出金返納金につきましては、令和3年度分の事業精算に係る過年度分の返還金でございます。子育て世帯等臨時支援事業分としまして1,000円の追加補正でございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

それでは、教育費関係の説明を教育長からお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） それでは私の方から、教育委員会関係予算をご説明いたします。

ページ戻っていただいて、38・39ページの10款教育費をお開きください。

1項教育総務費2目事務局費7節報償費につきましては、学校統合により遠距離通学となる児童生徒を視野に入れたスクールバス運行を実施しておりますが、学校統合と影響のない地区の児童生徒もスクールバスを運行しているため、スクールバス全体の経費が約1億円になっており、学校関係予算の約半分を占めてます。児童生徒の安心・安全な登下校のあり方とスクールバスの今後の運行について検討を行うため、30万3,000円の追加補正でございます。

2項小学校費1目峰浜小学校費につきましては、落雷により体育館の暖房機が使用できない状態になっており、冬期の利用前に修繕が必要でありますので、修繕料として需用費329万4,000円の追加補正でございます。

40・41ページお開きください。

4項幼稚園費3目峰浜ポンポコ子ども園費17節備品購入費につきましては、園庭管理のため使用している芝刈り機が経年劣化による故障のため使用できなくなったことから、新たに芝刈り機を購入するため20万7,000円の追加補正でございます。

続きまして42・43ページをお開きください。

6目保健体育費2目学校給食共同調理場運営費10節需用費につきましては、4月28日の臨時議会においてご説明しておりますが、給食センターのボイラー本体内部の管体の腐食による水漏れが発生したことから、ボイラーを交換することにしました。交換完了するまでの間、通常の食器のかわりに発泡どんぶりやパルププレート皿等を購入し対応しておりました。その購入に関し既存の予算を削減する形で対応しておりましたので、その対応分として消耗品費65万円の追加補正でございます。

なお、このボイラーについては、5月28・29日の土日に取り付けを行い、6月1日から使用できるようになっております。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前11時59分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第49号について質疑を行います。質疑ありませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） 31ページの12節委託料についてお伺いします。

道の駅をこの御所の台エリアに移して、今新たに再構築がなされようとしておりますが、このエリア内にある御所の台球場、これを将来的にどういう位置づけとしてもっていくのか、整備していくのか。この辺を伺いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本産業振興課長。

○産業振興課長（山本 望君） ただいまの門協議員のご質問にお答えします。

球場の利用についてですけれども、球場については生涯学習課が所管の施設でございます。ただ、利用状況もそれまでではないかな、そんなに利用はないのかなという感じもしますので、まあいずれ生涯学習課の方と協議してまいりますけれども、その必要性をちょっと確認しながら、もし不要であるとすれば何に利用可能かというところもちょっとこの後協議してまいりたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） 今課長の答弁のとおり、使う前に草を刈ったり、ほとんど半分死んでるような状態であります。これに、この球場にこれから先、お金をかけて整備していくべきか、それとも、この御所の台エリア再構築構想の中で、例えばですね上にオートキャンプ場があるので、あそこをソロキャンプ場に整備するとか、この策定業務の中にそういうアイデアも入れながら将来的な構想を考えていただきたいと思いますが、町長、答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの10番議員の質問に対して、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） ありがとうございます。まあ昨年度行われましたいろんな関係者との意見交換会の中では、そこの球場までの話は出ておりませんでしたけれども、あそこも御所の台エリアでありますので、あの一帯の部分として今後、民間のコンサル、どういう提案されるか分かりませんが、その仕様書みたいな部分のところで、その部分も含めた形で提案していただくような、そういう形で進めてまいります。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） 八峰町には峰浜球場という立派な球場があります。この球場をね、どうせお金をかけるなら、この球場をお金をかけて整備して、やっぱり御所の台球場は、さっきも言ったようにいろんな角度から柔軟な構想をもって挑んでいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 同じ案件ですけれども、この御所の台エリアのこれを道の駅の移転構想に絡めてですねプロポーザルで公募するということですが、この対象が施設の中にですね御所の台のこのプロポーザルの策定業務にハタハタ館そのものの運営まで入っているのかどうか。公募の検討内容にですね。そこを答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。森田

町長。

○町長（森田新一郎君） 運営自体、例えば経営方針とかそういう部分については、当然そのハタハタの里観光事業株式会社でありますから、その部分についてのコンサル等からの提案は求めるつもりもありませんが、ハタハタ館自体は町有施設でありますから、町有施設の部分は、これからの時代に合わせてこういう方向で整備していく必要があるとか、そういう部分については期待をしております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） こういうコンサルというのはピンキリだと思うんですね。でも、ここの御所の台エリアというのは、やっぱりハタハタ館の経営が盤石だという前提のもとで道の駅を移転する、で、開発をするということが絶対条件だと思うわけですよ。とすれば、やはりそれなりに経験豊富なそういう運営をしている、例えば具体的に言うんですね、何だ、大江戸温泉物語と、それから星野リゾート、ああいうふうな、まあああいう観光施設、宿泊施設を運営しているようなコンサルを指名してですね、まあ応募してもらおうというふうな考え方でないですか、あそこの御所の台エリアの、何ていう、整備構想っていうのはうまくいかないんじゃないかと。最悪JTBでも、もしかしたらいいかもしれないですよ。やはりそういうふうなところに指名して応募してもらった方が、より効果的だと私は思うわけですよ。ですから、広くオープンに、聞いたこともないような業者が取るようなことだけは避けてほしい。その辺はいかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今、山本議員がお話になりました経営に関係する部分は、先ほども答弁しましたとおり、ハタハタの里観光事業株式会社の部分の話でありますから、これはもしそういう必要性があれば、まあ一般質問にありますけれども、その部分については別途、この部分とは別な形で検討していく問題だろうというふうに思います。

今回のここの道の駅移転を契機とした御所の台エリア全体の部分については、ここの部分には様々な施設があるわけです。固まっているわけです。それをどういうふうな形で有効的な連携していけるのか。こういう形で連携していけば、もっと1年中にぎわいがある地域になるとか、そういう部分を期待している話でありますので、通常どういうふうな形に、まあ議員おっしゃるような形で普通の部分でなくて、こちらの方で指名競争入札みたいな形でやればいいんですけど、その辺の部分も含めてちょっとこの後は検討させていただきますが、ただいずれハタハタ館の経営部分に関する話であれば、こ

れはまた別物で検討していく必要なんだというふうに思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 議長にお願いですけれども、2点ばかり質問あります。それで1点ずつ再々質問で受けてもらいたいですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） はい、どうぞ。

○8番（見上政子さん） それではですね、2款1項5目、15ページのところでですけど、アスベストのことでちょっと聞きたいんです。

アスベストが岩子小学校の天井から見つかったっていうことで、これはどういう形で、内装の中にアスベストが入っていたのか、それともアスベストがむき出しで出ていたのか、それによってそこでむき出しのまま、まあ今はさくら園が使ってますけれども、そういうことがあったのかどうなのか。非常に重大な問題ですので、そのところを教えてくださいたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

岩子小学校体育館でアスベストが見つかったというような事実はございません。予算で提案しておりますのは、旧産業振興課棟の解体に伴うアスベスト調査でございまして、解体工事を計画する際にアスベスト調査の結果を登録しないと工事ができないというような法改正があったことから調査をするものでございまして、このアスベスト調査は岩子小学校とは関係ございません。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 直接関係ないということで、これは安心です。いずれ、前も小学校解体する時にボイラー室がもうアスベストに覆われて大変な状況、私たちも視察して見てきてますので、それを吸ってきた用務員の方々が数年もそこで休憩室に使っていたということもありますので、そのことについてどうなのかっていうことで質問しました。じゃあこれで、まあサケマスふ化場の方はちょっとどういう状況でどうなのか。ついでに、じゃあ教えてくださいたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

サケマスふ化場の解体工事につきましても、同じく解体工事に伴いまして法改正によりアスベスト調査の結果を登録する必要があることから、当時の建設の図面や設計書などで現況が分かりません、古い建物のせいで分かりませんでしたので、こちらも併せて調査するという事になってるもので、現況の把握できているわけではございませんが、何分古い建物ですので、アスベストを含んだ材料が使われている可能性が非常に高いということで調査するものでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） それでは、別の質問でいきます。先ほどから2人の議員から質問ありましたけども、私も同じことをちょっと質問したいと思います。

御所の台エリア構想の設計料ですけれども、1,000万円計上されてます。プロポーザルでやるということですが、プロポーザルでやるその規定とといいますか、規則とといいますか、そういう決まりは町の中に文書としてあるのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） ただいまの見上議員のプロポーザルに関しての規定についてご説明いたします。

入札要綱の中でプロポーザルに関する要綱というのを定めておりますので、それに則った形で進められることとなります。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 今までプロポーザルでやってきたのは、新庁舎を造る時と八森子ども園、それからポンポコ子ども園がこれプロポーザルでやってきたんですけども、この改修とか新規の事業でないことにこのプロポーザルを使うっていうことは、一つの業者から選んで一定の金額で提案して、いろいろ提案を受けると思うんですけども、その評価とといいますか、評価の会議とかそういうものは公開されるのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） プロポーザルの選定過程について公開されるのかということですが、これは全て最初の公募の時点から要件を提示して、それに基づいた形で審査基準等を設定しまして、それに基づいて委員の方々から審議いただいて選定を行

う形になります。その選定結果についても、委員からの意見を集約したもので総括した評価を公表することになっておりますので、そのような手順で進められます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。見上政子さん。

○8番（見上政子さん） エリアということですので、先ほどから運営とかそういうのには入ってないということですが、その1,000万円のプロポーザルの委託料、まあ委託料だと、最低1億五、六千万円、2億円近くの費用を要するのではないかと思うんですけども、かなり大規模なこれが構想ですので、ハタハタ館の中の、今、先ほども高齢者のコミュニティセンターも兼ねるのかどうか分かりませんが、配慮されるようですが、そういう改修もあり得るのか、改修もその中に入ってるのかどうなのか。それと、随時全協かどっかで私たちにも報告があるのかどうなのか。その点確認したいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） ハタハタ館は運営はハタハタの里観光事業株式会社ですが、建物は町有施設でありますから、今の施設が時代に合わない部分があるというふうな形で、こういうふうにすればいいというふうな形の提案はありだというふうに思っています。

それから、節目節目で、どういう形でね、こう全協等で情報提供できるのか。例えば、こういう基準で募集かけますよとか、実際にこういう応募がありましたとか、まあそういう部分とか、あと中身の部分については、現実的にこういう提案がありましたっていう部分の最終的に選定された部分の提案は、十分皆様にもご説明しながら、その中で、いきなり全部やるっていうのはこれは無理な話ですので、その中でどれを優先してやっていくのかっていう部分については、また議会と相談させていただきながら進んでいきたいなというふうな形で思っています。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） 14ページ・15ページの自治振興費の委託料なんですが、そこで岩館地区防災センターの設計管理委託料が計上されておりますけれども、新たにまた設計してもらおうと、そしてやるということだと思っておりますが、あれですか、自治会の説明会等とは今後どのように進めていくのか、その点お伺いしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） ただいまの腰山議員のご質問にお答えをいたします。

令和2年度に実施しましたのは基本設計でございまして、今回予算計上させていただきましたのは実施設計、実際に建設する際の設計でございますので、まだ初めてやる事業でございます。

で、自治会の説明につきましては、議会全員協議会でもご要望がありましたとおり、実施設計ができた段階で、このような建物が建ちますというような説明会はやらせていただく計画でおります。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 巡回バスについて、有料化の方向で検討しているというお話がありましたけども、利用者はその有料化についてどのように考えているのかについては把握してるのでしょうか。それと、どれくらいの料金設定を考えているのか。この2点お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまの奈良議員のご質問にお答えします。

私の方から、最初の方の料金の方にこう利用者がということでありましたけれども、アンケート調査とった段階ですけれども、その段階でも料金はある程度もらった方がいいという回答もいただいておりますし、また、この試行運行を始める際の八峰町公共交通会議の際にも、住民代表の方からも、ただというのはよくないんじゃないかと。やっぱり本格運行の際にはいくらかでも料金は負担すべきではないかとの意見もいただいておりますので、有償化の方で検討しております。

○議長（皆川鉄也君） 森田町長。

○町長（森田新一郎君） どのくらいの額かというふうなそういうお話ですけれども、まず基本的な今の運行スタイル、道の駅みねはまのところから350円かかります、終点まで。だからその部分が、いわゆる今までよりもその部分を上回らない、まあ上回らないというか、料金、例えば200円に設定すると550円になりますよね。だからその部分のエリアというのは限られてくるわけです。今現在が350円までは同じですから、その部分のエリアがいわゆる料金を上げれば、そのエリアの人方高くなってしまいますから、例えば100円にすると、その450円までのエリアのところはただなるんです、基本的

に。そしてゼロにしますと、これまた財源問題の部分で、無料バスだと交付税算入がありませんので、そういう部分もあります。この巡回バスを利用する人方の利用料で賄うつもりはありませんけれども、私の方とすれば、100円程度はいただけないものかなというふうな形で今検討してます。まあ現実、200円にすればその無料期間が増えてきます。理屈分かりますよね。200円にすれば550円までのところがただなるんです。300円にすれば650円までのところがただなりますから、そのただになるエリアをできるだけ小さくするような形の部分にするっていうことで、まあ100円程度かその辺の部分を目安に検討してるところであります。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 前段で子ども園の火報と消火器の何だっけ、補充っていうか、そういうふうなの説明あったんですが、町内に貸してる旧保育園ありますけども、私の記憶によると借り主がそれを負担するという前提だと思うんですがね。まあ今回の場合、町が整備、準備して貸すということは、前に貸してる人との差がある。その基準というのはどこにあるのかということ。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまの山本議員のご質問にお答えします。

この消火器等、消防設備の修繕に関してですけれども、旧沢目子ども園のところでございます。こちらの方ですけれども、企画財政課の方でテレワークモニター事業として募集をいたしまして、現在3名の方が共同で利用するという事になっております。あくまでもモニター事業でありますので、企画財政課の方でお金を取って貸すとかそういうわけではなくて、どのような使い方がいいのかという可能性を探るための事業として、まだお金を有料化にして貸し出すような段階ではございませんので、その前段階としての準備という形をとっております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第50号、令和4年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長(石上義久君) 議案第50号についてご説明させていただきます。

議案第50号、令和4年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)。

令和4年度八峰町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,018万円とする。

令和4年6月15日提出

八峰町長 森田 新一郎

詳細につきましては、次ページ以降の事項別明細書にてご説明いたします。

6・7ページをお開きください。

歳入、4款1項1目保険給付金費交付金2節、2、特別調整交付金に110万5,000円を追加補正するものでございます。

なお、内訳につきましては、財源充当となる歳出にて詳細をご説明させていただきますので、次の8・9ページをお願いいたします。

歳出、1款1項1目一般管理費12節委託料、未就学児の均等割額軽減措置に係るシステム改修事業委託料に歳入に追加する額と同額の110万5,000円を追加補正するものでございます。これは、さきの令和4年第3回議会臨時会において専決処分としてご報告し、ご承認いただきました、国民健康保険税条例の改正で規定しました納税義務者の属する世帯内に未就学児被保険者がいる場合の均等割額をそれぞれ5割軽減措置するための現行の国民健康保険システムの改修を行うためのものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(皆川鉄也君) ただいまの説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ござい

ませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） すいません、何回も聞いてると思うんですけども、対象児童数何人ですか。

○議長（皆川鉄也君） 石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

今現在、令和4年度の住民税の賦課決定が今月となっておりますので、それが確定次第、詳細をお答えしたいと思いますので、その時にご回答させていただいてよろしいでしょうか。

回答は以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第51号、令和4年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第51号についてご説明させていただきます。

議案第51号、令和4年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,064万9,000円とする。

令和4年6月15日提出

詳細につきましては、次ページ以降の事項別明細書にてご説明いたします。

6・7ページをお開きください。

歳入、4款1項1目1節、1、前年度繰越金に26万3,000円を追加補正するものでございます。

なお、内訳につきましては、先ほど同様、充当財源による歳出にて詳細を説明させていただきますので、8ページ・9ページをお願いいたします。

歳出、1款1項1目医科一般管理費に23万9,000円を、同じく2目歯科一般管理費に2万4,000円を追加補正するものでございます。これは、それぞれ職員人件費に関するもので、人事異動による手当の関連が3節職員手当等5万6,000円で、4節共済費が共済組合等負担金の率の変更によるものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第51号について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第52号、令和4年度八峰町営簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第52号をご説明いたします。

令和4年度八峰町営簡易水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和4年度八峰町簡易水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めると

ころによる。

補正予算（第2号）に関しましては、人事異動に伴う人件費の組み替えによるもので、各条とも関連した所要額を減額補正するものであります。

2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入及び支出については、人件費3人分でありますけども、合わせて114万7,000円をそれぞれ減額するものでございます。

第3条、予算第9条に定めた経費の金額をのよう改める。

（1）職員給与費、ここで先ほどの金額114万円を減額した金額で、1,963万6,000円であります。

第4条、予算第10条中「1億324万3,000円」を「1億2,009万6,000円」に改める。

令和4年6月15日提出

八峰町長 森田 新一郎

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第52号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第53号、令和4年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第53号をご説明いたします。

令和4年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和4年度八峰町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところ

ろによる。

この補正予算（第1号）に関しましては、水道事業会計と同じく人事異動に伴う人件費の組み替えによるもので、各条とも関連した所要額を追加補正するものであります。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入については、第2款農業集落排水事業収益の第2項営業外収益を57万1,000円、1人分であります。それから、第3款漁業集落排水事業収益、第2項営業外収益を12万円追加であります。これも1人分の金額であります。合わせて69万1,000円の追加です。

支出でありますけれども、第2款農業集落排水事業費用の営業費用ですけれども、57万1,000円を追加。第3款漁業集落排水事業費用の第1項営業費用ですけれども、12万円の追加で、合わせて69万1,000円の追加であります。

次のページをお願いいたします。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（1）職員給与費、先ほどの69万1,000円を追加して、合計1,887万3,000円とします。

第4条、予算第9条中「2億4,779万円」を「2億4,848万1,000円」に改める。

令和4年6月15日提出

八峰町長 森 田 新一郎

説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第53号について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第14、請願第1号、「水田活用の直接支払交付金」の見直しについての請願を議

題とします。

紹介議員である8番議員の説明を求めます。8番見上政子さん。

- 8番（見上政子さん） 水田活用の対象作物は、飼料米、米粉用米、そば、菜種、市場開拓米、畑地化されたものです。そばは秋田県で3,000ha、鶴形のそばは70人が転作農家で80a、1,400万円が交付され、今注目されています。八峰町では石川そば、本館そばも同じであります。交付金がカットされれば事業は潰れてしまいます。というのも、5年間一度も水張りをしなかったものは削減の対象になるからであります。水張りとはそばの交互のブロックテーションは、相反することで、あり得ません。自民党、公明党農政は、農家のやる気をなくして耕作放棄地を増やすばかりであります。

この請願に賛成して紹介議員になりました。皆さんも賛同してくださるよう、どうかよろしくお願いいたします。

- 議長（皆川鉄也君） お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより請願第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより請願第1号を採決します。この採決は起立で行います。請願第1号、「水田活用の直接支払交付金」の見直しについての請願を採択することに賛成の方、起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、請願第1号は採択することに決定されました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、17日午前10時より開会し、一般質問を行います。
これにて散会いたします。ご苦勞様でした。

午後 1時41分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也

同 署名議員 3 番 奈 良 聡 子

同 署名議員 4 番 芦 崎 達 美

同 署名議員 5 番 水 木 壽 保